

社会福祉法人文京区社会福祉協議会封筒広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人文京区社会福祉協議会（以下、「協議会」という。）が使用する封筒に、民間事業者等の広告を掲載することで、その対価として広告掲載料を徴収する事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 掲載できる広告は、区民生活の向上及び地域福祉の向上に資するものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反し又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し又は反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治又は宗教に関するもの
- (5) 意見又は個人の氏名を広告するもの
- (6) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないと協議会会長（以下、「会長」という。）が認めたもの

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、作成枚数、掲載する枠数及び掲載料については、別表に定めるところによる。なお、広告の掲載期間は、広告を掲載した封筒の在庫がなくなるまでの期間とする。

(広告掲載の募集)

第4条 広告の募集は、協議会が発行する情報紙及びホームページ、その他各種事業の機会に行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下、「申込者」という。）は、封筒広告掲載申込書（様式第1号）に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要
- (2) 広告案

(申込者の資格及び選定基準)

第6条 申込者の選定は、地域性・公益性の高いことを優先させ、申込者が当該広告掲載件数を超えたときは、次の各号の順位に従って決定する。

- (1) 賛助会員又は特別賛助会員

- (2) 国、地方公共団体及び公共的団体
 - (3) 区内に本社、支店、営業所、店舗等を有する事業者
 - (4) 前3号に掲げるもの以外の者
- 2 前項の規定により審査を行い、なおも同一順位の場合は、抽選で決定するものとする。
- 3 第1項の審査に当たり、会長は必要に応じて申込者に対し、申込者に関する資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第7条 前条の規定に基づき広告掲載を決定した申込者には、封筒広告掲載承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。また、掲載できないと決定した申込者には、封筒広告掲載不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- 2 前項に基づき封筒広告掲載承認の通知を受けた者(以下、「広告主」という。)は、広告原稿を作成し、会長が指定する期日までに提出するものとする。なお、その作成経費は広告主の負担とする。

(広告掲載料の納入等)

第8条 広告主は、会長の指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、期日を変更することができる。

- 2 納入した広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰することができない事由により広告の掲載を中止したときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第9条 広告主は、掲載する広告及び広告内容に関する一切の責任を負うものとし、広告掲載の結果、協議会又は第三者の権利侵害、その他不利益や損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任を広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の承認及び掲載を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定に反すると認めるとき
- (2) 広告主が協議会に広告原稿を提出しなかったとき
- (3) 広告主が期日までに広告掲載料を納入しなかったとき
- (4) その他、協議会が取消しを必要と認めたとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

別表

広告掲載の対象	規 格	作成枚数等	広告掲載料	備 考
協議会仕様角 2 封筒 (裏面)	2 枠 (1 色刷り) 1 枠につき 縦 : 110 mm 横 : 200 mm	1 枠 1 回 1 回の作成 (年間) 7,000 枚	1 枠につき 28,000 円 (消費税込)	
協議会仕様長 3 封筒 (裏面)	2 枠 (1 色刷り) 1 枠につき 縦 : 80 mm 横 : 80 mm	1 枠 1 回 1 回の作成 (年間) 10,000 枚	1 枠につき 20,000 円 (消費税込)	2 枠 (全面) 使用も可